

Ⅲ 区分記載請求書等保存方式

仕入税額控除制度は、令和5年9月30日までの間は、区分記載請求書等保存方式となっており、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式となります。

この章では、区分記載請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件とされている、保存すべき帳簿や区分記載請求書等の記載等について説明します。

1 区分記載請求書等保存方式の概要

(1) 区分経理

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっていますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、区分経理を行う必要があります。



(2) 区分記載請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、その仕入れが軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「軽減対象資産の譲渡等」といいます。）に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための事項などを記載した帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

イ 帳簿の記載事項

帳簿に必要な記載事項は、以下のとおりです。

なお、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合に、記載が必要となります。

帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
XX年	月 日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

□ 区分記載請求書の記載事項

区分記載請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

なお、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」については、その記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者自らが、取引事実に基づき追記することが認められています。

区分記載請求書の記載事項

- ① 区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱

XX年11月30日

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	魚(8%)	5,400円
11/1	牛肉(8%)	10,800円
11/2	キャパ`-ル`	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

① ② ③ ④ ⑤

また、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除の適用を受けるためには、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。

参 考

■ 帳簿、請求書等に記載する氏名又は名称を、屋号とすることについて

帳簿、請求書等に記載する氏名又は名称については、例えば、電話番号を記載するなどし、課税仕入れの相手方が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。